

農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領

昭和49年7月26日49構改D第625号
改正昭和50年6月24日50構改D第483号
昭和54年3月30日54構改D第203号
昭和62年5月25日62構改D第554号
平成5年6月16日5構改D第423号
平成12年4月1日12構改D第257号
平成29年2月1日28農振第1785号

(構造改善局長から地方農政局長，沖縄総合事務局長，北海道知事あて)

(適用)

第1 農地・農業用施設災害復旧事業の査定事務については「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号。以下「法」という。)
「同法施行令」(昭和25年政令第152号。以下「令」という。)
「同法施行規則」(昭和25年農林省令第94号)
「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める農林省告示」(昭和43年農林省告示第1487号。)
「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱」(昭和40年8月10日付け40農地D第1130号。以下「要綱」という。)等により，行っているところであるが，別に定める工事内容については，原則として，第2に定める総合単価により，計画概要書を作成するものとする。

(総合単価)

- 第2 総合単価は，要綱第7の定めるところにより，農林水産大臣に協議し，その同意を得なければならない。
- 前項の総合単価は，平均的な基本単価，歩掛及び数量を標準とし，要綱第8に定める本工事費及び現場条件等を総合的に勘案して，原則として，都道府県別及び工事内容別に定めるものとする。
 - 総合単価を使用する場合の計画概要書の作成方法等については，前項に定めるもののほか，別に定めるところによるものとする。